

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成22年12月17日（金）午後2時～午後4時30分

2 場所

福岡高等裁判所大会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者7人

福岡地方裁判所裁判官 田口直樹（第4刑事部部総括判事）

福岡地方検察庁検察官 菊池和史

福岡県弁護士会所属弁護士 安部尚志

福岡地方裁判所裁判官 林秀文（第3刑事部部総括判事）

（司会）

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※ 裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者：それでは、これから意見交換会を始めさせていただきます。裁判員制度が始まりまして、約1年7か月経ち、福岡地方裁判所でもかなりの数の事例が集積されつつあります。裁判員を経験された皆様方から、ある程度の時間が経ったこの時期に、裁判員経験者の方の率直な御意見を聞かせていただいて、国民の皆さん方の裁判員制度に対する不安ですとか、あるいは負担感のようなものの解消というようなことにつながれば、大変いいのかなと思っております。皆様方の率直な感想あるいは御意見を聞かせていただいて、国民の皆さん方が安心して裁判員裁判に御出席いただけるようなものにつながればと思う次第でございます。今日の意見交換会の大体の流れですが、3本の柱を用意させていただいて進行させていただきたいと思っております。まず最初は、裁判員裁判に参加しての全般的な感想、あるいは印象というようなものあたりから始めさせていただいて、それから2番目に各論的なものということで、裁判員裁判の選任手続ですとか、審理、評議、あるいは判決言渡しについての感想、あるいは御意見をお聞かせいただき、残りの時間で、これから裁判員となられる方へのメッセージのようなものを伝えることができたらというふうに思っております。意見交換会の時間は、これから約90分程度予定をしております。約90分続けて、その後で約10分ほど休憩を挟んだ後、報道の方からの質疑応答というものを、約30分程度予定しております。それでは、本題に入らせていただきます。最初に裁判員裁判に参加しての皆様方の全般的な感想、あるいは印象、あるいは御意見のよう

なものからお聞かせいただければというふうに思うわけですが、皆様方には、今年の10月から11月にかけて行われた裁判員裁判に御参加いただきました。それで、皆様方が実際に御経験なさってからの裁判員裁判の何か感想、あるいは印象のようなものを、いかがでございましょうか。どなたからでも結構でございますが、どうぞ。

先ほど、待合室で雑談をしておりましたときに、裁判員裁判を経験して、刑事裁判に対する関心が、どの程度強くなったかというような話が出ておりましたので、そのあたりを、御発言なさっていた4番の方あたりから、ちょっとお話をお伺いできますでしょうか。

経験者4：裁判員裁判が始まって、通知が来たときに、わあ、すごいことが当たったんだなと思ひまして、裁判所に行ってまた当たったという部分で、すごい緊張感とやっぱり重要な任務を仰せつかったなみたいな感じがしました。ただ、しているときは、やっぱり無我夢中なものですから、初めてのことでしたので、大変慎重に、かつ冷静にというふうに思っていました。今終わってみてですね、私、実は今すごく興味があって、けっこう裁判員制度の裁判を傍聴するようになりまして、見たときにですね、やはりまた違った意味でですね、見られたと。裁判員になっている方が、真剣に被告人なり被害者の立場になって考えていらっしゃる部分、よく分かるんですけども、何となく私がやったときよりも、私はやっぱり経験した者だから言えるのかも分かりませんが、何となく私はもうずっと被告人の態度ばかり見ているわけですね。ただ感想として、たった二日や三日で被告人の態度で、それが反省しているのが分かるのかという、すごい疑問に思ひまして、今も見続けているというのが現状でございます。なかなかやっぱり一つの裁判で量刑を決めるというのは、大変難しいことだなというふうに思ひました。

司会者：今、4番の方から、裁判員としてのお仕事が終わった後も、裁判を傍聴

するようになったというお話がございましたが、先ほど待合室で、やはり傍聴をその後したというようなお話が出ていましたので、もう一人、お伺いできますでしょうか。1番の方、いかがでございましょうか。

経験者1：先ほど4番の方と同じで、私は1回だけ、自分が経験した裁判の後に、傍聴人として傍聴いたしました。その傍聴した理由というのが、私が担当した裁判の被告人、これは共犯者がおりました。その共犯者といいますが、その傍聴したほうの裁判の被告人のほうで、主犯格っていう事実がありましたものですから、どういう人間に誘われて、断りにくくて共犯となってしまったのかとか、自分の裁判の中で、いろんな取調べ、いろんな供述調書等の中で、頻繁にその主犯格である共犯者の名前が出たものですから、その乗りかかった船といいますが、どうしてもやはり気になるんです。それが、たまたま自分が担当を終わった1か月ちょっと経って、その共犯者の公判が開始されるということもあって、是非と思って、それを傍聴させていただきました。そういった関係でちょっと傍聴したんですが、確かに4番の方がおっしゃられたように、正直すごく見る目が違っていたのは事実です。それまで、幸いといいますが、過去の自分の生活の中で、この裁判所でお世話になるというのが無縁だったものですから、それまで余り、正直、テレビなんかでちらちらと話を聞く程度で、正直関心がないというのが事実です。ですが、実際自分が担当した結果感じたのが、非常に身近に感じてきたということです。その身近に感じた理由として、そういう裁判の流れ、いわゆる手続等ですね。それから、裁判に使われるいろんなその関連した専門用語等、こういったものがかなり経験したことによって理解ができた。この理解できたことというのは、ひとえにその裁判官の方々をはじめ、その関係者の方々から、私は四日間お世話になったんですが、懇切丁寧にいろいろ御教示いただいたので、そういった知識が少々得れた。そういった

ものを踏まえながら見ると、その後の最近話題になっているような、ニュースで取り上げられるような裁判とか、あとはちょっとしたドラマなんかで裁判がドラマ化されているようなものを見るときにも、今どの辺まで進んでいるのかとか、そういった雰囲気、自分の実体験を思い浮かべながら感じたという、そういったその自分の経験を生かして、そういった見方ができたということで、大変有り難かったかなと、今でも思っています。

司会者：あとほかの方にもお願いして、それでは2番の方、いかがでございましょうか。

経験者2：私も、裁判員制度が発足するという、もう何年か前だったんですが、そういうニュースが出たときに、参加したいと思ったんですね。非常に好奇心が旺盛なもので、人生の中で裁判に携わる経験というのは一生ないだろうなということで、もしも自分が選ばれるのであれば、是非参加させていただきたいなという思いでいましたら、通知が来ました。裁判所で実際経験して、この裁判員制度の目的っていうのが、裁判を身近なものにと、私たちが本当分らない人間が分かりやすく裁判を見るという立場で、非常に目的は果たしているのではないのかなというの、今回裁判員制度で参加させていただいた感想です。

司会者：3番の方、いかがでございましょうか。

経験者3：2番の方がおっしゃったように、私もこの裁判員制度というのがあるということになったときに、私ももし選ばれたらというか、選ばれたいなと。1度はやっぱりこういうことは経験しているべきもんだという気持ちは、ずっと思っていましたので、正直裁判員に選ばれたことに関しては、非常に喜ばしいというか、うれしいっていいですか、ある意味非常にこういう経験をさせていただいたことはですね、よかったことだと思いますので、今後また、これは一つの、ある意味国から与えられた権利

みたいなことではありますので、できる限りこういう場に数多くの方が臨まれて、やっぱり経験をされて、ひいては、これがある意味、今回私どもが裁く側で出席したわけですけども、こういうことによって、これを経験することによって、こういうことをしちゃいけないんだということですね、ある意味犯罪に対しての、まあ犯罪が大きい小さい関係なく、その抑止力的なことにもですね、若干あるんじゃないだろうかということも思いました。それとやっぱりこれを経験させていただいた後、NHKのテレビでも、裁判員裁判のドラマがありましたし、それと私が経験させていただいた後、けっこう重罪の殺人関係のですね、死刑のどうのこうのとか、いろいろ多々ありましたので、それを見るたびに、自分だったらということも思い考えながらですね、まあもともと興味はあったことではありますけども、こういう社会的ないろんなものに対するですね、もっと目を注いで、やっぱり自分自身も真摯に、まあ私ももう人生の峠は下りにさしかかっていますけども、より次世代の方たちのためにもやっぱりそういう気持ちは強く持たなくちゃいけないなというふうには思いました。ちょっとまとまりがないようですけども、まあ率直な感想でございます。

司会者：どうもありがとうございました。それでは次に5番の方、裁判員裁判が終わられての感想あるいは印象のようなものを、お聞かせいただいてよろしいでしょうか。

経験者5：初めに通知が来たときは、正直面倒くさいことに巻き込まれたじゃないけど、そういうふうには思ったんですが、もともと興味は多少はあったので、親にも、面倒なことには関わるなみたいなふうには言われたんですけど、行かなくちゃいけない気分っていうのが、あるのも分かってたし、自分も興味が多少なりともあったんで、一応行ったんですけど、そうしたらまさか選ばれるとは思っていなくて、実際選ばれてよかったとは思

っています。それは、やっぱり普通今まで裁判の結果とかをニュースで見るとは、人を、例えば殺したりしたら、もう死刑にしてしまえばいいみたいなふうな考えを持ったんですけど、そうじゃないのかなっていう意識が変わったので、自分の中では、いい経験をしたなどは思っています。

司会者：どうもありがとうございました。それでは同じ質問ですが、6番の方、裁判員裁判を御経験なさったの、まあ全般的な感想あるいは印象のようなものは、いかがでございましょうか。

経験者6：一応私、まあ出席することを望んでですね、裁判所に来たわけですけど、その中で、また裁判長と面談があつて、再度その選出する中で、選出された6名の中です、このくじで当たらなければよかったちゅうことを聞いて、この制度に対して疑問を持ちまして、一応もう出席したくないけど、通知が来たからやむを得ず出席したちゅう意見が多かったです。で、それからですね、裁判員制度について、ちょっと疑問を持っております。ということは、我々全くの素人が人を裁く側におる、経験者とかそれだけの有識者が裁くとか、量刑を決めるとか、それやったら納得できるんですけど、全く素人がやると。しかし、裁判長と裁判官の方々のそのリードによってですね、まあだんだんと深みに入って行くわけですけど、また話を元に戻すけども、くじ引で選出すると、これは公平感を保っていると思えますけど、やはり人を裁くのに、ただくじ引で選出でいいんだろうかと、そういうふうに疑問を持っております。どちらがいいか分かりません。そして、今まで私も、民事裁判には前職のときにかなり出席してですね、傍聴席から出席しましたが、裁判席のほうからは初めてです。で、私もこれは、一応近所の方々からいろいろ聞かれます。だから、その守秘義務にかかわることは言えませんが、そういういきさつだけは話して、説明することができるようになったち

ゆうことは、この出席したから、はっきり言うんですけど、これはよかったと思っています。それから、私が出席した裁判の中で、一つちょっと疑問に思ったんですけど、まあ私が期待しておったように、裁判長以下の方々、出席者も、正々とやられたんですけど、裁判の途中に、弁護士の方がちょっと年を召されておりましたので、発言内容がですね、耳にちょっと届きにくい、細切れするような説明があつて、もうちょっとはっきり聞きたいなっちゆう感じは持ちました。

司会者：どうもありがとうございました。それでは、7番の方をお願いいたします。

経験者7：今までいろいろと積極的な方と、面倒くさいなと思っている、私もどちらかという、そちらの后者に入るのかなと思ひまして、5番の方、6番の方、言われている、まずくじ引で当たった、宝くじだったら喜ばせてくれるんですけど、裁判員で選ばれた、まあ非常に難儀やなというのがありました。裁判員裁判という一般の方が裁判に関心を持って行うという意義は理解して、いい方向に行っているのかもしれないかなと思うんですけど、6番の方のおっしゃられたように、素人の法律的に何も分からない者が、その白黒張って、で、求刑に参加するというのは、非常に難しい判断をさせているところもあるのかなというふうに感じました。あと、裁判員になられた方、感じられていると思うんですけど、裁判の席順というか、プロでない自分らが高いところにあつて、傍聴席のまあ被告人の家族とかその関係者と思われる方がいるんですけど、全員その関係じゃないかなというふうに感じ取ったというのが正直な意見です。この裁判員裁判で素人の方々をするのであれば、もうちょっと裁判所のほうも考えて、高さとかですね、椅子の配置とか、いろんなものを考えて、より安心して裁判が開けるようにされた方がいいんじゃないかというふうな感じも受けました。

司会者：今、高さの問題が出ましたが、高さは高いほう、低いほう、どちらがよ
ろしいんじゃないかというふうにお感じになりましたでしょうか。

経験者7：被告人、検察官を一番頂点と考えると、要するに傍聴席側から、裁判員の
一般の者がやっぱりこう、目が合うというのが非常に怖いというのを、
私が一緒に行った方がおっしゃられまして、確かにそうですねというふ
うな感じを受けましたので。ですから、傍聴する方をだめだよというこ
とは、あり得ないと思いますので、そういう配慮というか、形というか
ですね、それを今後考えられたほうがいいんじゃないかなということ
を思いました。

司会者：例えば法壇を低くすれば、目が合いにくくなるという、そういう御趣旨
ですね。

経験者7：そうですね。

2 裁判員選任手続

司会者：ありがとうございます。それでは、一通り全般的な感想を、お一人ず
つお述べいただきましたので、これから少し各論的なところに移って、
各論的なところに皆さん方の御感想、あるいは御意見等をお聞かせいた
だければと思います。裁判員裁判の流れからいきますと、選任手続、審
理、評議、判決言渡しと、大きく分ければ審理とそれから評議というよ
うなまとめ方にもなってくるのかなという感じが致しますが、選任手続、
審理、評議、あるいは判決言渡し、それぞれ、もうどこからでも結構で
すので、流れにこだわられずに、審理でも結構ですし、評議でも結構で
すし、あるいは判決言渡し、あるいは選任手続、どの部分からでも結構
ですので、皆様方の御意見あるいは御感想をお聞かせいただければと思
います。はい、7番の方、どうぞ。

経験者7：まず選任手続のことなんですけど、通知が来まして、裁判所に来まして、

選任したらもう午後から裁判ですよと。事前準備も、まあ心の準備というかですね、何もなしで、私もサラリーマンですから、朝9時過ぎに裁判所に行かなきゃいけませんのでという会社に断りをして出まして、昼ぐらいまでというような時間を書いてあるんで、午後には戻りますよというふうな事前説明をやって会社を抜けておったんですけど、で、いきなり選任されて、午後から裁判が始まりますということだと、事前のそういう説明というかですね、そういうアナウンスというのは、やっぱり必要じゃないかなと。

司会者：裁判所のほうから、職務従事期間ということで、書類が行っているかと思いますが、その職務従事期間のところを御覧いただければ、裁判員に選ばれた場合のお仕事をしていただく期間というのは、分かるようにはなっているかなと思いますが、午前中選ばれて、午後からというのは、ちょっとやっぱり余り急じゃないかということでございましょうかね。

経験者7：そうですね。

司会者：はい、6番の方どうぞ。

経験者6：今、質問がありましたけど、私もそのとおりですね、仕事は今退いていますけど、選任されてですね、何日間かの日数がやっぱり欲しいなど。もう即昼から、私は三日間ですけども、立て続けにやったんですね。ちょっとその辺は、やはり時間が欲しいなという印象を持ちました。

司会者：ほかの方、いかがでございましょうか。今のあたりの関係でもよろしいですよ。ほかのところでも結構です。ごさいませんでしょうか。はい、どうぞ。3番の方、どうぞ。

経験者3：今お二方おっしゃったことに関しては、私も若干その賛同することはありますけども、それとは別に、例えば年齢とかですね、性別、これは男女ですけども、その事件によって、まあこれは私は関係なかったんですけど、ほかの事例なんかで見ますと、重罪犯罪において、たしか東京か

何かだったかと思えますけども、女性が4名ほどおられまして、逆に女性が多くて男が少なくてとか、そういうことで、くじで公平に選ばれたとは言えどもですね、それでいけばこう、かなり心のプレッシャーといいますかですね、そういうのを得られた方もかなり多いんじゃないでしょうか。私の場合は、そこまで重罪犯罪の事件じゃなかったんであれだったですけども、その辺のところも、事件と、まあその選ばれる方々のその公平性というのが、どこまで公平なのかというのが、やっぱり公平だけでいいのかなということに関しては、ちょっと疑念を持ちます。

司会者：今の御発言は、そうしますと、裁判所の選任はくじでやりますので、御指摘のとおり、例えば男性ばかりですとか、あるいは女性ばかりですとか、あるいは年齢的に偏ったり、どうしてもそういうことが、今のやり方ですと、そういうケースがやっぱり出てくるわけですけど、それは実際に裁判員としてお仕事を担当される立場になられると、そのことが、例えば男性ばかり、女性ばかり、あるいは何か偏りのような裁判員の方の構成が、ばらけていないと言いましょかね。そういうような構成だと、やっぱり裁判員の方にとっては、何らかの精神的な負担にもつながってきかねないという、そういう御趣旨ですか。

経験者3：と思います。はい、バランスが余りよくないんじゃないかと。さっき申しましたように、死刑にかかわるような判決のときですね、裁判のときに、やっぱり女性が比率が多くてというようなことがありましたんでですね、実際私のときは、たまたま男3人、女性3人で、そのバランスが取れていたんですけども、やっぱりその中でもかなりそれを重荷に思われた方もいらっしゃいましたのでですね。特にもう死刑とか無期とか、そういうことに関わるような裁判になってきますと、そういうことも、そういったとき、年齢的なこともですね、まあ公平、その公平さをどこまでその公平という形であれされるかというのは、これからやっぱりい

ろいろ考えていただきたいところじゃないかなと。幾ら裁判，私はさっき裁判員になるだけ積極的に出られたほうがいいというふうに言いましたけども，出る側からすればですね，まあ本当，行ってみないと，どういう事件を担当するかというのが分からないわけですから，その辺は，若干の事前的なそういう情報なり何なりは，やっぱり与えていただいたほうがいいんじゃないかとは思いますが。

3 審理

司会者：ほかの皆さん，いかがでしょうか。選任手続でも結構です。選任以外の点でも結構でございます。はい，どうぞ。4番の方，どうぞ。

経験者4：じゃ，私は審理のほうから，ちょっと。

司会者：どうぞ。

経験者4：検察官の方，それから弁護士の方がお話しになる部分が多いんですけども，やはり裁判長がそのときに，どうしてもマイクをというふうに言われるわけですね。やはり声を通る人というのは，すごく迫力があるということなんですね。今日傍聴されている後ろにいる検察官なんかは，すごい大きい声ですから，逆に私どもから言わせるとですね，マイクを使われると，もう声がこう，割れるような感じで。ただあのくらい元気があって話していただけると，やはり裁判員の方は聞きやすいと思うんですね。どうしても弁護士の方って，なかなかマイクが通らない部分が多くて，先ほど書類の面も，いろいろ検察官の方のほうが，やはりカラーでちゃんとしている部分があるという。まあそういう部分はあるんですけども，逆に言うと，その部分を素人から見る目としては，大きい声できちんきちんとした部分で話される検察官のほうが，やはり聞きやすい部分が多い。弁護士の方はどうしても，ちょっと小声になる。中には大きい方もいらっしゃるんですよ。小声の方のは，まあちょっと目立つと

というような。私は、自分が経験した部分と、傍聴した部分で見て、やっぱりそういうふうに感じました。

司会者：私どもが待合室で雑談をしていましたときに、検察官の提出する書類はカラーでけっこう分かりやすいものが出てきていたというような意味合いのことを、4番の方がおっしゃっておられましたので、まあそのことを踏まえた御発言だというふうに御理解ください。そうしたら、今審理の話が出ましたので、審理のあたり、皆さん、いかがでしょうか。はい、2番の方どうぞ。

経験者2：私も4番の方と一緒に、裁判に携わって、検察側のほうは非常にやる気があるなっていうのが訴えかけられたんですね。非常に分析して、ポイントをついていたので、見ただけで分かりやすいという点が、私たち素人ですので、非常に参考になりました。ちょっと意地悪い意見なんですけど、私とその裁判の場になったときに、国選弁護人の方だったんですね。なので、もしもこれが国選弁護人ではない私選弁護人の方だったら、どういうふうに展開していたのかなとかっていうふうに、ドラマの見過ぎかもしれませんが、そこら辺は、国選弁護人の方は、余りやる気がないのかなという気は、意地悪過ぎるかもしれませんが、何かちょっと感じました。すみません。

司会者：じゃ、法曹の側の発言を、ちょっとだけ作りましょうか。今の点で何か短時間で、もう今日は主役は裁判員経験者の方が主役ですので、ちょっとだけお話がございましたら。

弁護士：先ほどからなかなか厳しい意見を頂いていますが、厳しい意見のほうが、ずっと参考になるので、大変うれしいと思います。ちょっと国選弁護人の話なんですけど、今行われている裁判は大体七、八割方は国選事件だというふうに、まあこれは私の感覚で理解しているんですが、私はですね、国選事件であろうと、私選であろうと、どちらも同じ力を出してや

ってきたつもりなんですよ。多分ほかの弁護士もですね、国選だから、私選だからって、余り事件を区別することはないというふうに思っています。ただ、やる気があるかどうかというのは、やはり弁護士のほうも慣れていないところがあるので、少し自信がなかったりとか、そういうところが出たのかもしれませんが、これからだんだん慣れていくので、もっと分かりやすい迫力のある裁判をできるんだと思います。我々も頑張ります。

裁判官： どういうところでやる気がないというふうに感じられたかという観点の発言を頂くと参考になるんじゃないかなと思うんですけど。

司会者： 2番の方、どうぞ。

経験者2： やはり4番の方がおっしゃったように、声が小さいですね。検察側のほうは、けっこうバシバシ発言をされるので、非常に、ああ、そうなんだというふうに印象が、印象です。これは、なんですが、弁護人の方が、何かこうボソボソというふうな発言の仕方をされる弁護士さんだったんですね。で、ちよっところ、言葉がつかずいたりとか、「ええと」って、また何か資料を探りながら読まれたりとかってというのが、印象が非常に強かったんですね。なので、そのときの裁判員の人たちも、何か弁護士の発言が聞き取りにくかったよねっていうのが、皆さんが同じ意見だったんですね、そのときも。すみません、すごく印象に残っていたので。

弁護士： 大変参考になりました。ありがとうございます。

司会者： ありがとうございます。それじゃ、どうぞ。6番の方どうぞ。

経験者6： 2番の方と同じ意見でですね、最初私は、一応弁護士の方の声が聞き取りにくかったとこう話したんですけど、ちょっと余り言い過ぎたらいかんかなと思って、控えとったんですよ。ということはですね、聞こえにくいし、内容そのものが乏しかったです。もしこれやったら、弁護士は

いらんなと、裁判の場合は弁護士を立てにゃいかんですが、立てんでいいんやったら、あの弁護士はいらんなと私は思いました。私は、裁かれる人間やってもですね、そういう印象を持ちました。内容がもうほとんどないんです。これは飾りだけです、国選やったらですね。だから、国選とはこういうことしかせんのかなと思ったです。今話を聞いて、若干考えは変わりましたがね。私自身はそういう考えで、前回のときに臨みました。

司会者：審理のところは、先ほど出ました声が大きいか小さいかということも、分かりやすいかどうかということに、非常に直結する事柄だと思いますが、ほかでも審理が分かりやすかったかどうかということ、皆さん方が評議のときに御意見が言えるかどうかということと直接つながってくるものですから、審理が分かりやすかったかどうかあたりで、皆さん方のほかの方、御意見、御感想はございませんでしょうか。はい、7番の方、どうぞ。

経験者7：審理なんですけど、まず裁判員制度というのは、そういうものかなと思ったんですけど、検察官側からいろいろ立証していきまして、それは全体的に攻撃をどんどんやっていくんですけど、そしてそれが一段落終わった時点で、弁護側からの反証という形をとられていると思います。そうすると、僕は素人なんで、後で聞いていると、検察官側の意見というのを、七、八割ぐらい、ちゃんと正解かなというふうな感じで受けます。ですから、その立証をしているときに、それを、いや、それは違うんだよというような、まあ交互的な進め方というのも、必要じゃないかなと。その裁判の内容によっては違うとは思いますが、そういうふうな感じを受けて、ですから弁護士さんは、その事件の1点の違うところを、多分求めている、そうすれば済むことだから、ちょっとその辺のところやっぱり弱い部分が見えてくるのかなというふうな感じを受け

ました。

司会者：今、7番の方がおっしゃったお話の一つの前半の部分のお話は、例えば検察官なら検察官が、検察官立証を終わるまでは、検察官の立証がずっと続いているわけですね。そうすると、検察官の立証ばかり続けさせずに、検察官の立証と弁護人の立証と、場合によって交互にといいますか、混ぜてといいたいでしょうか、どちらかの立証、検察官なら検察官の立証だけを全部一旦終わらせるというようなやり方以外にも、方法はあるんじゃないでしょうかという、そういう御趣旨だと理解すればよろしいでしょうか。

経験者7：はい。

司会者：7番の方が担当なさった事件は、かなり審理日数がかかった、長かった事件だというふうにお聞きしているんですが、多分審理日数が長いと、長いだけにそういう実感を、余計検察官の立証ばかりというような印象をお抱きになったというところがおありでしょうか。

経験者7：そうですね。

司会者：ありがとうございます。ほかの皆さん、審理の関係でいかがでしょうか。はい、3番の方、どうぞ。

経験者3：弁護士さんにちょっとあれなんですけども、情状酌量がございませぬ。そのときに、確かにそれによって量刑を軽くというのがあるんだと思いますけども、私どものときは、その被告人の方が日本国籍じゃない方だったんですけど、その中でやっぱり生い立ちとか、余りにも我々が聞いてもどうしようもないような、逆に言えば、その被告人のそういうことを、被告人側に対して、何かそういう弱い印象をです、与えるようなことになることもなりかねないのかなというふうな印象がしたんです。私自身はその罪ということに関しては、この日本という国ではです、別に日本人だろうが、アジア人だろうが、西洋人だろうがです、

そこでどういう形で日本に来てどうのこうのっちゅうことは、余り関係ないんじゃないかなという印象を受けたんですけれども。そこまでやっぱり何かその必要な部分であるんでしょうか。そこまでこう突っ込まなくちゃいけない部分というのがですね、ちょっとけっこう逆にその裁判の中で、これは余り今は必要ないんじゃないかなという印象が受けたんですから、そういう感じで言ったんですけど。

司会者：弁護士への御質問ですが、直接は事件のことは、私どもには分かりませんので、まあ着眼点みたいなどころをお話しただけだと思いますが。

弁護士：生い立ちがですね、その犯罪に、その人が事件を犯したことについて、関係があればですね、生い立ちが例えばその犯罪を犯すのに、非常に貧しい生活をしてて窃盗をしてしまった、そういう強盗をしてしまったというような事件である場合は、生い立ちも当然我々としては立証しないといけないと思うんですけど、ところが、何でもかんでも生い立ちがすべていい情状として考慮されるかという、そうではない。それで、我々はその情状を考えると、特に裁判員裁判になってからは、こういう事実は情状として主張すべきかどうかとか、大変考えるようになってはきているんです。例えば、示談はいい情状かどうか、反省するのはどうかとかですね。そういうのも、我々が当然裁判官の裁判ではいい情状だというふうに思っていたのが、裁判員裁判では、やはり理解していただけないと。ただそれは何が悪いのかというふうに考えるんですけど、やはり説明が足りない。どうしてそれが刑を軽くする事情になるのかという、やっぱりよく考えながらですね、説明していかないといけないなと思っていますので、ただ我々、一般的な感覚と、専門家と、ずれているところがもしかしたらあるかもしれないので、そういう貴重な意見は、こういう場でたくさん出していただくとですね、我々も情状立証を考えるのに参考になるので、どんどんお願いしたいと思います。

司会者：ほかに審理の関係で、皆さん方から御意見、御感想はございませんでしょうか。はい、検察官どうぞ。

検察官：先ほどから随分評価していただいて有り難いと思っておりますが、ここに、私、検察官が参加している理由ですが、皆さんが厳しく指摘していただきたいという気持ちで来ているので、是非検察官の立証活動、審理での活動で、ここはちょっとないんじゃないかとか、あるいは先ほど書面が色合いが付いていて分かりやすいという話もございましたが、こんな、余り話してなくていいとか、いろいろ感じた疑問があるかと思うので、検察官に1度厳しい指摘を是非頂けないかなというふうに思います。

司会者：皆さん方が、例えば検察官なら検察官の提出される書面、恐らく国民の皆さん方は、法律家が使っている書面を、法律に素人の自分たちが理解できるんだろうかというような御懸念をされる向きもおありかなというふうにも思うんですね。皆さん方が実際、例えば裁判所に提出される書面をご覧になって、分かりやすいと思われたのか、いや、やっぱり分かりにくかったと。これじゃ、裁判員裁判って、やっぱりちょっと難しいんじゃないかと思われたのか、そのあたりはいかがでございましょうか。7番の方、どうぞ。

検察官：文字量が多かった事案だと思うんですよ。

経験者7：文字量、確かに多かったし、時間も長かったし、ただ先ほども言ったんですけど、裁判も僕は初めて経験しましたので分かんないんですけど、検察官がこの人が犯人ですよというふうに最初からまあ攻めていく、逆に、弁護士のほうが、この人は無実なんですよと先にやった場合、どうなのかなと。非常に裁判員の方に、この人がなぜここに被告人としてなっているのかと、皆さん考えてくださいというふうに言った場合の、この真逆のですね、裁判になった場合どうなのかなというのを感じますね。検察官の方々が、いろいろと取り調べて、間違いはないということでやら

れている、まあそういうことを前提で自分らもやっぱりその審理というのをやっているんで、その文字量が多くても、時間が長くて、それは別段かまわないというか、そうあるべきだとは思いますが。

司会者：文字量が多いこと自体は、そんなに抵抗は、そうございませんでしたでしょうか。

経験者7：はい。

弁護士：さっき入れ替えたというふうに言われていますよね。我々が弁護士会で研修を受けたりするときにはですね、初頭効果というのがよく言われるんですけど、人は最初に出てきたことについて強く印象を受ける、もう一つあるんですけど、一番最後に言われたことについても印象に残って、最初と最後に印象に残る大事なことを主張すべきなんだというようなことを研修で教えられますけど、そういうものをやっぱり感じられるということなんですか。

経験者7：大いに感じますね。

4 評議

司会者：それでは、評議のほうに少し話を移らせていただきましょうか。皆さん方が実際に評議を御経験なさって、例えば意見がきちんと言えたと思われるのか、あるいは意見が言いにくかったと思われるのか、いや、あるいは、何やかんや言いながら、裁判官が大分引っ張っていつているんじゃないかと言われるような実感をお持ちなのか、皆さん方が評議に参加して、やっぱり国民の皆さん方も、国民の皆さん方が裁判員裁判に参加されて、本当に意見が言えるんだろうかと、自分が思ったところが本当に意見が言えるんだろうかというところは、非常に関心をお持ちなのかなと思うんですね。皆さん方がきちんと意見が言えたというような思いがおりなのか、やっぱりちょっと不完全燃焼的な不満感といいますか、

そういうものがあるいは残るような感じをお持ちになっているのか、そのあたりも含めて、どうぞ、率直な感想を、御指摘、御意見を頂ければと思いますが。どなたからでも結構です。3番の方、どうぞ。

経験者3：評議の進め方そのものに関しましては、全体的では、もう裁判長とか裁判官の方がかなりリードしていただいたので、私の場合はよかったんだと思いますけども、ただ自分でちょっと疑問かなというところがありましたけども、それは裁判、私の場合はもう争う裁判じゃなかったもので、ちょっと視点がずれているというような感覚、その御指摘もありましたから、もうそれ以上のことはなかったんですけども、その辺ぐらいで、あとは評議に関しては、我々はもう未経験者ですから、ある程度裁判官のリードによってですね、まあ自分の考えと、そういうのをまた合わせていくことに関しては、私のときはそんなに不都合ではありませんでした。

司会者：不満が残るようなことは、そんなにございませんでしたか。

経験者3：若干はありますけど、まあさほど。これもやっぱり正直言って、初めてのことですから、これがもし2回、3回とかですね、こういうことを経験させていただければですね、またいろんなことがあるかもしれませんが、初めての経験の場合では、やっぱりなかなかその辺までちょっと、どこまでかなというところは、正直言ってありました。

司会者：ほかの方はいかがでしょうか。はい、4番の方。

経験者4：評議に入るということになりましても、まあ大体大きく量刑争いになるんですよね。量刑の幅は当然裁判長、裁判官の方から説明があるわけですけども、当然弁護士のほうは情状関係を言われるわけですね。その中で皆さんと協議をするわけですけども、私たちは被告人を二日程度見るわけです。この二日間で何が分かるのっていうのが、非常に出てくるわけですね。それで、被告人の態度、私の場合はずっと泣きじゃくってい

たんですけども、女性の方が、あれは涙が出てない泣き方だけというふうな指示をされて。で、もう非常に困るのは、当然前科があるかないかとか、いろいろな部分をこう言われてですね、まあ私の場合は執行猶予があるかないかから始まるわけですが、執行猶予を付けるかどうかというのが、非常に決めるときというのは、この方が執行猶予をして、また犯罪を犯したらどうするんだろうというのを、皆さん、私どもの裁判員の方が考えられる。再犯をされたら、やはりせっかく執行猶予を付けて、再犯されたら嫌だという部分がある。ただ、今までの例から言うと、執行猶予の例だろうという方もいらっしゃる。いろいろ分かれるわけですね。その中で決めなきゃいけない。そうすると、やっぱり裁判長、裁判官は、一応は言われますけど、私たちのときは、余りリードをしてくれなかった。リードをしなかった。逆に裁判員の方のほうが、積極的だったんです。だから、すごい時間がかかりました。すぐ終わるだろうと思ったのが、けっこうかかりましてね。そう大した事件じゃないのに、なんでかかるんだろうというのは、やっぱり被告人の態度が余りよろしくなかったというのが、私の印象ではあるんですけども、その部分が二日間しか見れなかった部分というのがですね、まあ検察官の方は、当然警察での調べとか、そういう態度も見ているわけですね。その中でちらっとこう出てくるわけですよ。足を組んで、コーヒーを飲みながら、横を向いて話していたとか、そういう部分が出てくると、今の態度とそのときの警察での態度はどうだったのというふうに、私たちは思うわけですね。弁護人は、すごく反省をしています、まあはっきり言って、皆さん、反省していると言う、裁判員裁判で反省していない被告人というのはいないわけですよ。多分弁護士の方がそう指導されるんだろうと思いますけども、素人に見せるためには、反省していないと重くなるよという部分はね。これはもう常識的な範囲だろうと思うんですけども。そ

ういう意味からすると、評議の場合でですね、その量刑を決める、ましてや執行猶予が付くか付かないかという事件というのは、非常に素人には判断がしづらい部分ですよ、はっきり言って。ただ前科がない、それだけで考えていい部分かどうかという。不満は多分皆さんに、僕は、全員がやっぱりあったんじゃないかなと、こういう刑でいいのかどうかというのは。う～んというような感じでですね。納得いく自分自身の刑というのは、なかなかないものですから、そういう部分では、非常に小さな事件でも、皆さんが真剣にやっぱりそういうふうに話し合う場ってというのは、この評議の場であったんだろうと私は思いました。

司会者：ありがとうございました。ほかの方、何か評議についての、はい、2番の方、どうぞ。

経験者2：非常に感じたのは、やはり裁判官が裁判員の意見を上手に引き出してくれたので、一人一人が意見を言うことができていたと思います。私のときは、70代から20代の方の年代がそれぞれ、たまたまだったと思うんですけども、いらっしゃったんですが、それぞれのその境遇とか環境とか価値観とか思想とかが違う上での出席で、その一人一人の発言が、裁判官が一人一人の意見を分かりやすくみんなに伝えて、それをみんながどう思ったのかっていうふうに、けっこういろんな方が意見されていたんですね。私が逆に裁判官の方に、ちょっとお聞きしたいことは、例えば私たちは素人なんですけど、いろんな思想とか価値観って違う人間が集まって、それぞれ今回の裁判の量刑とかの判断に、裁判官の方たちも非常にそれはためになっているのかとかいうか、なっているんですかねって聞きたいのですが。

司会者：田口裁判官、どうですか。

裁判官：それはもちろんためになっています。評議していただいてですね、裁判官としていつも思うのは、国民の皆さんの意見を聞いてですね、ああ、

同じことを考えているんだということになれば、すごく安心を我々もしますし、なるほどこういう見方もあるのかということ、更にもう1回自分も考えてみるということもやっていますので、全部口に出しては言っていないですが、頭の中はそういう作業をしていますので、裁判官だけで同じ結論に至ったとしてもですね、その過程は全然違うので、裁判官から見るとですね、本当に自分たちだけじゃなくて、国民の皆さんの意見も踏まえた上でこの結論に至ったという形で、自信を持って判決を言い渡す。きざな言い方をすれば、これは本当に国民の人たちと自分たちが出した判断だということ、我々からすると、本当に安心ができるというところが、非常に実感としてもあります。

経験者2：先ほどおっしゃっていただいたように、まず裁判官の方が意見を言うのではなく、私たち裁判員が先に意見をずっと言っていたんですね、その評議をするときに。それに付け加えて、最後に裁判官の方が、自分もそう思うと言ったときに、ああ、価値観が一緒だったんだというふうに、逆にも思ったこともありました。それと、量刑の決め方が、非常にやはり急ぎすぎているので、今までのその実刑の量刑を比べて、今回の量刑も判断してくださいっていうのが、何か、難しいなって、今までの参考の事件よりも、軽くしないといけないのかなっていうふうに思ったのが、感想だったんですね。

司会者：7番の方、どうぞ。

経験者7：私、最初に言いましたけど、長い裁判でした。有罪か無罪かについては、裁判員の方6名と補充裁判員の方3名とともに評議していく中で、まあ同じような判断基準で、それは判断されたと、ただ量刑になると、また若干違う部分は出てきました。やっぱりそれは、9名の方々が捉えていたその裁判の内容と、ちょっといろんな、私なんかも聞き漏らしたことも、ほかの方はちゃんとノートに記入し、ここはこういうことだったん

だなどか、いろんな別の方角から審議していくとか評議したというのがありましたので、またその9名の方々の職業、いろんな方々がやっぱり集まっているという、これはこの裁判、裁判官の方とか弁護士さんとか検事さんとか、ある一方向的な考えた方しか持っていない方々と違う捉え方で評議すると、これは非常にいいことではないかなと。本当、生まれもみんな違うし、いろんな環境で育っているから、積んでいる経験もやはり違うし、そうするとその被告人の環境とかなんかも、ある程度こう理解するというか、分かる部分もあるので、やっぱりそういういろんな職業の方々から選任するというのは、大切なことじゃないんだろうかというふうに感じました。

司会者：ありがとうございました。あとお一人ぐらい伺いしてから、次の判決の問題、判決なんかを。どなたかございませんか。はい、6番の方、どうぞ。

経験者6：私どもの裁判のときには、一応都合良く同じ方向に回答が出たっちゅうことで、違和感を持たずに、まあ清々と気分悪くなく帰ったっちゅうことです。

司会者：6番の方は、不完全燃焼感といたしまししょうかね、不満感みたいなのは、格別お残りにはなれませんでしたか。

経験者6：今話しましたように、一応違和感もなく不満もなく、清々と終わったかなと思って、要するにこの裁判を出て、まあ妥当な回答で帰ったかなっちゅう感じですか。

5 判決宣告

司会者：ありがとうございました。それでは次に、判決のほうに移らせていただきますでしょうか。判決言渡しについて、皆さん方の御意見が判決にまあ反映されていると、被告人に伝わったかどうか、あるいは判決文に反映さ

れていると思われたかどうか、そのあたり、短時間の間に裁判官も判決を書きますので、判決言渡しについて、あるいは判決の宣告自体について、何か感想、あるいは御意見がございましたら、どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。はい、7番の方、どうぞ。

経験者7：判決をテレビとかでやると、もう本当の有罪か無罪か、刑が何年かということかなと思ってはいたんですけど、その裁判等で受けたことを、最初からずっと告げられているということに、改めて感心したというか、初めて経験しました。そのことが、短時間で書かれているんでしょうけど、やはり一緒に積み重ねての、自分らが一緒に経験したので、十分伝わったのかなと、自分なりに思いました。

司会者：ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。はい、1番の方、どうぞ。

経験者1：この判決内容について、7番の方と同様に、私もこんなに大変なことをやられているのかなというのが、正直思いました。その僕らの判決前の、いわゆる評議室の中でなんですけど、当然前日から当日にかけて、裁判官の方が苦勞されてその判決文を作成されて、それについては読み上げてという形で、我々裁判員との間でその読み上げながら確認して、最終的な判決の言渡しになったわけですけど、これが、評議の先ほど来ちょっといろいろ御意見が出ていましたけども、その審理の中でいろんな意見とか、まあ争いじゃないですけど、その意見の出し合いとかがあったにせよ、最終的には裁判官3名と裁判員6名、補充裁判員の方も含めて、皆さんで決めた一つの結果というふうには、自分の中では感じました。で、それを実際に、今度は法廷で裁判長が判決を読み上げられたときに、その時点で、一応自分たちの職務というのは全うしたことになるんでしょうけど、四日間携わって、その判決を読み上げられて、その瞬間、被告人の顔をちょっと見たんですけども、その表情を見たときに、何かち

よっと自分の中では、非常にこの四日間、ものすごいことを自分がやっていたんだなっちゅうのが感じました。被告人の今後のことを、懲役何年とか、そういったことで自分たちが決めた結果が、彼の人生に今後跳ね返るんだなというの、正直じんとしたというのが実感でした。ですから、その過程はどうであれ、最終的にはみんなで決めた一つの結果という事実は変わらないと思ひまして、満足した形で終われて、当然非常に貴重な経験をさせてもらったなというのが、自分の最終的な感想でもありましたので。

司会者：ありがとうございました。ほかの方は、判決の関係はいかがでございましょうか。どなたかございませんか。5番の方、何か判決の関係でございませんかでしょうか。

経験者5：私も1番の方と同じように、最後に判決を読み上げた後の被告人の顔を見て、同じような気持ちになりました。そこで、何か、本当に自分が出した答えでよかったんだろうかというふうに、すごい考えだして、それでいつとき何か苦しくなったりもして、でも、そこでまあよかったんだろうなと思っていたのは、この裁判員制度のその評議の中での決め事がありました、裁判官の人が1名以上いないといけないという決まり事があったので、その自分が出した答えは、裁判官の意見でもあったんだから、よかったんだろうなというふうに、こう自分の中で解釈して、気持ちの整理を徐々につけていくような感じでした。だから、この制度は本当にいいなというふうに、改めて思いました。

6 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：ありがとうございました。あとお一人ぐらいお伺いして、これから裁判員となられる方のメッセージに移りましょうか。あとお一人ぐらい、判決の関係で、どなたかございませんかでしょうか。ありませんか。それで

は最後の項目の、今日御出席の裁判員経験者の皆さん方から、これから裁判員となられる方への、メッセージのようなものをお伺いできればなというふうに思っています。メッセージといっても、なかなか抽象的な聞き方になって、答えにくいという感じも致しますので、例えば最高裁判所が裁判員制度の運用に関する意識調査ということをやっております。最高裁判所の意識調査によりますと、裁判員裁判に参加する場合に心配や支障となるものとして、自分の判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じるということが、心配や支障として挙げたナンバー1なんです。二つ目が、素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかと不安があると、これが2番目の不安なんです。3番目は、裁判官と対等な立場で意見を言う自信がないというのが、3番目の不安として挙げられているんです。4番目の不安は、冷静に判断できる自信がないというのが、4番目の不安として挙げております。5番目の不安としては、逆恨みによる危険の心配があるというのが5番目の不安として挙げております。あと、そのほかは守秘義務の問題ですとか、仕事に支障が出る、あるいは介護や養育に支障が出るというような順番で続いていくんですが、いろんな事柄を、裁判員としてこれから参加していただく国民の皆さん方は、気掛かりな点がいろいろおありかなと思いますので、皆さん方の今回の御経験に基づいて、何かまあメッセージのようなものを発信していただければ、非常に有り難いかなと思います。どなたからでも結構ですが、いかがでございましょうか。はい、1番の方、どうぞ。

経験者1：今回私が担当して、終わったあと、ちょっと自分の同僚とか知人とか、家族も含めて、まずみんな一番興味を持って私に聞いてくるのが、どんな事件だったのと、で、結果はどうだったのと、その次にやっぱりどういう過程で、多数決だったのかとか、何かそういったことをよく皆さん、

興味を持たれているんですね。ですから、当然そこで、僕の中で、篤と注意されたその守秘義務というところが、ラインが引かれているものですから、これ以上ちょっと言っちゃいかんのよとかいう感じで止めるんですけども、今後ずっとそれは抱えていかなきゃなんない点ではあるし、また裁判の中で自分が感じたその心理的なものというの、当然あります。最初は当然やっぱり不安なことで一杯だったというのが、正直な気持ちなんですけども、ただ実際に経験して思ったのが、メッセージという形になるのかなと思うんですけども、このあらゆる場面において、適切かつ丁寧なフォローアップ態勢が、すごく整備されているなというのが感じました。そのあらゆる場面というのは、例えばもう最初から言いますと、その名簿に載りましたよという通知を昨年11月に頂いてから、今度は呼出し状を頂いて、実際に選ばれて、一連の公判に参加するという、すべての場面、それから公判後のこともあります。そんな中で、今度はフォローアップ態勢というのが、例えば裁判所のホームページとか、何か不安なことがあったらとか、問い合わせができるコールセンターであるとか、パンフレットとかですね。実際に今度は、手続、公判の裁判員として決まった後については、常に裁判官の方が身近におっただいて、すごく丁寧にフォローを頂いているということは、毎日それを感じながら、徐々にすごく安心しました。最初はやっぱりものすごく緊張していたんですけども、だんだんなじんでいったっていいですか。一緒にやっているそのチームのメンバーという中で、和みも出てきて、いろんな効果的な意見も出し合えたかなと思っています。ただこれは、私はそう感じましたけども、ほかの人がどう感じているかは、ちょっと分かりません。これは、当然裁判員個々個人個人のその生じる、そういう精神的あるいは肉体的な負担というのは、個人のその資質とか事件の内容なんかによって、様々あるかと思えますけども、ただそういった

ものをフォローするものは、あらゆる場面で整備がなされているなどというのは事実だと思うんですね。ですから、これからなられる方というのは、まずちょっと自信を持って、こう向き合っていただければいいかなと思います。その都度、いろんなそういうフォローアップ態勢を、その場その場で活用していきながら、一つ一つ不安を解消してやっていただければ、今後の生活の中で、無駄なものにはならないのかなというふうには思うし、すごく貴重な経験をできるのかなと思いますので、一言で言うなら、とにかくやってみてほしいなというのが自分の感想です。

司会者：どうもありがとうございました。ほかでは、じゃ、7番の方、どうぞ。

経験者7：まず先ほども言いましたけど、僕はサラリーマンなので、選任されてするという、今回の時期というのは、10月の末から11月だったので、まあ支障なくできたんですけど、これが、例えば3月末から4月、普通の会社だと決算月に入っちゃうんですね。じゃ、この時期に選ばれたらどうなのかと、非常にこれは大たる問題になるんじゃないかなと。僕は通知が来たとき、例えば返信で、あなたのだめな月はどれなのかとか、この時期だったら逆にいいよとか、そういう一方的に選ぶんじゃないかなと。やはり幅広い参加ということですから、サラリーマンの普通の方だと、やはり3月末から4月の時期というのは、非常に出づらいことになるのかなと感じますので、その面は今後検討していただければ、非常に有り難いことだと感じました。

司会者：若干説明をさせていただきますと、裁判員名簿に皆さん方が登録されましたよという通知が行くときに、調査票というものが、そこに差し支えの月を2か月お書きくださいという、福岡の統計を見ますと、参加困難月のナンバー1は3月なんです。2番目が2月なんです。3番目が4月なんです。それで、今7番の方がおっしゃっているような御事情は、も

うアンケートの結果からも、実際に困難月と御指摘されていることから、そういう数字が確かに御指摘のとおり出ているんですね。それで、例えば私は3月が忙しい、決算期で忙しい方が、裁判所の呼出し状に対して御返事を頂くと、その方については、もう呼出し状自体を送らないということもやってはいるんですが、恐らくそれでもその後のいろんな御事情とかやっぱりおありだということでしょうね。ほかの方、もう一人、はい、4番の方、どうぞ。

経験者4：裁判員を経験した者から言いますと、メッセージを送れと言え、やはりやってみるべきだという、選ばれたからにはやってみたらどうですかというふうに言いたいんですね。ただ今これだけメディアでですね、大きな事件が騒がれていますので、はっきり言って、皆さん、そういう場面は立ちたくないっていうのが多くいらっしゃると思います。私もそういう経験をしたという部分ですと、いや、僕はやりたくないねっていうふうな形で返ってきます。そのとき私が、そんな大きな事件に当たるはずはないし、しないで否定するよりも、1度やってみて否定してみたらどうですというふうな形で、逆に、やった者がそういうふうに勧めないと、やる人はいないんじゃないかなと思っています。私は、逆に聞かれれば、どうぞ1度やってみてくださいと、いい経験ができますよというふうなメッセージを、常に送り続けているという感じです。

司会者：ありがとうございました。お一方ずつ、2番の方はどんなメッセージをお考えですか。

経験者2：私は、4番の方が言われたのに、非常に共感しました。人が人を裁くということが、実際にテレビの中だったり、新聞上の中でしか知らなかったのが、本当に年々事件としては最悪な事件が多くなっているこの御時世に生きている身として、裁判員としての経験が非常に、まあ人が人を裁くときというのは、こういうふうな過程で裁かれるんだとかですね。

検察官への興味だったり，弁護士の方に対する興味であったり，いろんなその経験から世界観が自分の中でも変わりますし，いろんなことを見る見方が変わってきます。新聞を見るときも，今までは，ああ，事件だぐらいでしか見ていなかったのが，もっと深く見たいとか知りたいとかっていうふうな感覚になったのは，この経験からだと思いますので，メッセージとしては，もう4番の方がおっしゃったように，選ばれたら是非やるべきだと思います。もう今でも私も，いろんな方に，選ばれたら是非やってください，必ずいい経験ができると思いますというふうにお勧めしています。

司会者：ありがとうございます。それでは3番の方，いかがでしょうか。

経験者3：私も冒頭に申し上げましたけど，まあ基本的には，もう4番の方がおっしゃったのと全く同感でございます。

司会者：それでは，5番の方はいかがでございましょうか。

経験者5：私も，やりたくてもできない経験なので，選ばれないとできない経験であって，選ばれたらもう何も考えずに，取りあえずちゃんと，裁判長の方とか，裁判官の方とかが，いろいろこう教えてくれたりしたから，裁判をやっていく上で，何も心配せずに参加してほしいなと思います。

司会者：ありがとうございます。それでは6番の方，いかがでございましょうか。

経験者6：3名ほど，地域の方からですね，こういうお話があって，1名は仕事の都合で断ったと，あと2名はやっぱり参加したいと思っている。何か勉強を事前にすべきですかっちゅうようなお話があったからですね，裁判所から冊子が届くから，簡単な冊子は目を通してですね，もう平常心で何も考えんでくぐって，裁判官の方々がいろいろ注意をされるから，何も考えんで出席すべきじゃないかっちゅうようなアドバイスをしております。

司会者：ありがとうございました。それでは予定しておりました項目については、大体一通り触れたかなと思いますが、言い残されたことはございませんでしょうか。あるいは、法曹の側から、ちょっとここだけは尋ねておきたいということがございましたら、ごく短時間の質問なら受け付けますが。はい、どうぞ。4番の方、どうぞ。

経験者4：裁判官の方にちょっとお聞きしたいんですけど、通常裁判とこの裁判員裁判で、裁判官が質問を被告人等にしますけれども、少し遠慮されていますね、裁判員制度の場合は。裁判員の方に、少し質問をさせようということで、通常裁判をされるときの質問と、やっぱりちょっと違うかなという気がするんですけど。

裁判官：これは裁判官によっても違うかもしれませんが、私はということでお話しさせていただきますと、国選と私選の違いの話と全く同じで、私の中では特に区別はしておりません。ただ順番としては、まず裁判員の方はありますかというふうに振りますので、聞きたいことを大体聞かれちゃって、何もすることがなくなるということはまあありますけれども、そこは全く私の中では区別はありません。

司会者：皆さん方から、何か言い残したことはございませんか。検察官からございますか。

検察官：さっき評議の量刑の話にあったんですが、我々論告で被告人の刑はこうあるべきだと、理由はこうだということを申し上げておりますが、そのほか、理由と我々が言っている求刑というのは、うまくここら辺を言っている理由というのが伝わっているのかなというところは、我々はいつも疑問に思って立ち会っています。その点で何か、検察官はもっとこうしたほうが良いというのがございましたら。

司会者：検察官が、最後に数字を言いますですね。懲役7年とか5年とか、それに至る理由として、こういう事情があるということを使うわけですけど、

数字の理由として説明，皆さん方に御理解いただけているかどうか，なぜ7年か，あるいはなぜ5年か，なぜ4年なのかという，こんなに被告人の刑事責任は重いんだということを，まあ抽象的に言うだけじゃなくて，検察官は数字を最後にいつも言うわけなんですけど，なぜその数字になるかという数字になる理由について，皆さん方が分かりやすいと思われたのか，いや，なんでその数字になるか，やっぱり分からないという御感想をお持ちなのか，そのあたりを，検察官がどうしても聞きたいという趣旨です。どうぞ，4番の方。

経験者4：私の事件はですね，強盗致傷なんですね。ただ傷が，もう本当かすり傷ですよ。バンドエイドを張っておけば済むような軽い傷，そういう事件だったんですね。それでも，一応強盗致傷ですから，6年ですよ。だから，半分に軽減しても3年という部分ですよ。私どもの中では，もうそんな傷はあれに入らないからといって，やっぱりその量刑で疑問に思った，当然裁判官から，ちょっとでもけがをさせたら，そういうふうになるんだよというのは教えていただきましたけど，やはり素人には，なかなかそのくらいのけがで，3年が3年増えるみたいなもんですよ，はっきり言って最低刑はね。それは，少し疑問に思った方が多かったです。ちょっとやっぱり理解しづらいんでしょうね。決まり事ですから，仕方ないんでしょうけど。そういうふうに思いました。

司会者：今の点について何か御感想がございましたら，あとお一方ぐらいお伺いいたしますけど。何かございましたら。よろしいですか。

第2 質疑応答

代表質問：鹿児島地裁で無罪判決が出ましたがどのように思いますか。また，死刑を宣告するような事案を裁判員裁判の対象とすることについてどのように思いますか。

- 経験者 1 : これまでの報道や報道された判決の要旨は見たが、それ以上は分からないので、軽々に言えるものではありませんし、その裁判体が決めたことなので、意見はありません。決められたルールどおりにやるしかないものだと思います。
- 経験者 2 : 無罪判決が出たということは、真犯人が他にいるということであり、検察は、どうしてきちんと捜査しなかったのかと思いました。鹿児島地裁の裁判は長い期間だったので、これを題材とした本やドラマがあれば見たいです。裁判についての感想は分かりませんが、できれば死刑の事案は、裁判員裁判の対象から除いてもらいたいですね。人を殺したら死刑とと思っていましたが、裁判員を経験すると背景も考えるし、死刑を宣告することは辛いことだと思います。
- 経験者 3 : 検察や警察は忙しすぎるのではないか。「逮捕・起訴は描かれた図に乗らなければならないのか。」と疑問に思いました。死刑を対象事件とするかどうかについては、対象にするべきだと思いますが、重大事件については、裁判員の選任の仕方を考慮してもらいたいですね。
- 経験者 4 : 鹿児島地裁の事件はまだ確定していませんが、裁判官も裁判員も無罪と思ったのだから仕方がないことだと思います。死刑の事案については、裁判員をやりたくないという人が出てくるのではないかと思います。
- 経験者 5 : 鹿児島地裁の事件については詳しくないので何とも言えませんが、死刑の事案も裁判員裁判の対象としてよいと思います。しかし、暴力団がらみの事件など、裁判員が危害を加えられるおそれが少しでもある事件には、携わりたくありません。
- 経験者 6 : 死刑は裁判員裁判の対象にするべきだと思います。ただし、死刑宣告するとなれば平常心ではいられない、動揺すると思います。
- 経験者 7 : 鹿児島地裁の事件は新聞報道でしか知りませんが、裁判員制度は、今のまま続けてよいと思うし、現時点では、死刑の事案も裁判員裁判の対象

としたほうがよいと思います。

代表質問：裁判員に守秘義務が課せられていることについてどのように思いますか。また、ジレンマはありますか。

経験者7：会社員であれば、会社においても守秘義務があるので、ジレンマはありません。

経験者6：私も会社勤めですが、守秘義務に反する内容は話さないことにしているので、ジレンマはありません。

経験者5：守秘義務は、一般市民にとっては重いと思います。私は、裁判員になったことを極力他の人に話をしないようにしているし、みんなが一番知りたがっているところは言えないので、聞かれても笑ってごまかすしかありません。守秘義務を広げてしまうと問題が起きると思うので、仕方がないことだと思っています。

経験者4：守秘義務はすごいことのように思われるが、普通に考えて、しゃべってはいけないものは駄目だと軽く考えてはどうかと思っています。

経験者3：思ったより、守秘義務が課せられているという感じはありません。

経験者1：周りの方は興味を持っていると思いますが、評議の内容や法廷で明らかにされていない情報は他の方には必要のない情報だし、一方から見ると知られたくないという情報もあると思います。もやもや感が残るというほどのものではありません。

朝日新聞：2日間程度では、被告人のことは分からなかったとの発言がありました。

経験者4：私的には分からなかったし、もやもやしていました。執行猶予の判決だったので、再犯を起こしていないかということはずっと考えています。

N H K：被告人を知るために裁判をもう少し長く行った方がよいと思いますか。

経験者 4：情状酌量を考えるとき、被告人の態度は重要です。警察や検察は、被告人と長い時間対応しているので、取調等において、被告人が神妙にしている部分等が知りたいと思いました。私の事件の被告人はずっと泣いていたが、他の裁判員が涙は流れていなかったと言っていたのを聞いて、分からない部分は多いと思いました。長いとよいのかどうかというのは分かりませんが、判断を迫られる中で、もやもや感が残っています。

読売新聞：法律の知識がなくして裁判に臨み、審理の中では、検察官、弁護士及び裁判官から法律の説明を受けたと思います。7番の方が担当された事件は、被告人が無罪を主張していたと思いますが、「合理的な疑いを超える程度」などの刑事の大原則は理解できましたか。また、それが常識に照らしておかしいと思った点はありませんでしたか。

経験者 7：「合理的な疑いを超える程度」という意味は理解できました。やったかやらないかについては、裁判員・裁判官が同じ受け止め方をしていました。量刑は知識がないので分からないが、有罪無罪については違和感なく決めることができました。

毎日新聞：死刑に関する情報公開について、どのように思いますか。

経験者 3：外国では刑場が公開されているところもあり、日本ももっと情報公開していくべきだと思います。死刑の執行については、法律では6か月以内に執行することとなっているが、6年程度かかっていると聞きました。期間が経過すると忘れてしまうので、判決が出たら、早く執行するべきだと思っています。

以 上